

石岡市空家等対策計画の策定について

(1) 計画の背景

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、産業構造の変化等に伴い、空家が年々増えています。適切な管理が行われていない空家等には、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合があります。そこで、空家等による影響から、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

これにより、市町村は、空家等対策計画を策定する、空家等についての情報収集を行う等、様々な空家等への対策を取ることができるようになりました。特に、倒壊等の危険や衛生上有害となるおそれがある等の状態にある空家については、特定空家として除却、修繕、立竹木の伐採等の措置の助言、又は指導、勧告、命令が可能となり、場合によっては行政代執行の方法による強制執行による除却も可能となりました。

石岡市では、増加しつつある空家等に関する施策を推進するために、この法律に基づき、空家等対策計画を策定することとし、併せて空家等の利活用を取り入れた同計画の作成や実施に関する協議を行うための協議会を設置することになりました。

(2) 根拠法令（空家等対策の推進に関する特別措置法）

法第6条（以下、条文抜粋）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画という。」）を定めることができる。

(3) 計画に掲げる事項

法第6条第2項（以下、条文抜粋）

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めることとする。
- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

なお、(1)～(9)の各号以外の項目であっても、計画に定めることができます。

(4) 空家等対策に係る制度例

① 空家の滞在体験施設としての活用（奈良県五條市）

- ・国の「空き家再生等推進事業（活用事業タイプ）」の活用により，居住環境の整備改善を図るため，重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた「新町地区」において，江戸期・明治期からの空き古民家「やなせ屋（蔵・離れ）」を滞在体験型観光施設として再生。（23年12月オープン）



② 空家除却後のポケットパークとしての活用（福井県越前町）

- ・国の「空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）」の活用により，居住環境の整備改善を図るため，不良住宅，空き家住宅又は空き建築物を除却して，防災性や防犯性を向上させる。
- ・越前町では，除却後に跡地をポケットパークとして10年以上町に無償で貸すことを要件として事業化し，平成19～22年度の4年間で9施設を整備した。（写真のポケットパークは平成20年に整備）

